

静岡市清水産業・情報プラザ条例の一部改正について

静岡市清水産業・情報プラザ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月19日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市清水産業・情報プラザ条例の一部を改正する条例

静岡市清水産業・情報プラザ条例（平成15年静岡市条例第190号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「第16条」を「第14条第1項」に改める。

第5条の見出し中「利用時間」の次に「及び利用日」を加え、同条中「に規定する許可を受けた」を「の規定による許可の」に改め、同条ただし書中「利用時間」の次に「又は利用日」を加える。

第6条第1項中「設備」の次に「(以下「施設等」という。)」を加える。

第11条を次のように改める。

(利用料金)

第11条 第6条第1項の規定により施設等の利用の許可を受けた者は、第14条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより、当該指定管理者に支払わなければならない。

第12条及び第13条を削り、第14条を第12条とし、第15条を第13条とする。

第16条に次の4項を加え、同条を第14条とし、第17条から第19条までを2条ずつ繰り上げる。

2 市長は、指定管理者に施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金は、指定管理者が別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 指定管理者は、規則で定める基準により利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

第20条第2号中「プラザ」を「施設等」に改め、同条を第18条とし、第21条を第19条とし、

第22条を第20条とする。

別表第1中「第11条関係」を「第6条、第14条関係」に改め、同表1施設使用料の表中「施設使用料」を「施設の利用料金の限度額」に、

「

区分	使用料
----	-----

を

」

「

区分	金額
----	----

に

」

改め、別表第1の2設備（特殊機器）使用料の表中「設備（特殊機器）使用料」を「設備（特殊機器）の利用料金の限度額」に、

「

区分	数量単位	使用料（1時間につき）
----	------	-------------

を

」

「

区分	数量単位	金額（1時間につき）
----	------	------------

に

」

改める。

別表第2中「第11条関係」を「第6条、第14条関係」に、

「

区分	使用料
----	-----

を

」

「

区分	利用料金の限度額
----	----------

に

」

改め、同表備考2中「使用料は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料に」を「金額に」に改め、同備考3中「使用料の額」を「利用料金の限度額」に、「表の使用料」を「表の金額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日か

ら施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市産業・情報プラザ条例（以下「新条例」という。）第11条及び別表第2の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした納入の通知により別表第2に掲げる施設の施行日以後の利用に係る使用料を納付する者の当該利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 施行日において指定管理者となるものは、施行日前においても、新条例第14条第3項の規定の例により施行日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。